

アイヌの人々の人権

ともに生きる社会をつくるために
知ることからはじめましょう



アイヌの人々について知っていますか？

- ◎ 「アイヌ」とはどのような意味ですか？
- ◎ これまでどんな生活をし、どんな歴史があったのですか？
- ◎ どんな課題が今も残っているのですか？
- ◎ ともに生きるために、どんな取組みが大切でしょうか？

アイヌの人々は日本の先住民族です

令和元（2019）年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）は、アイヌの人々を「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族である」と法律で初めて規定しています。

「アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を図ることを目的とし、そのための国等の責務や基本方針の策定、自治体によるアイヌ施策推進地域計画の作成や事業への特別措置などが明記されています。

この法律の第一条（目的）には、「アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み」とあります。では、どんな状況や情勢があり、どんな課題が今も残っているのでしょうか？

アイヌの人々が置かれてきた状況

アイヌの人々は、今の北海道や南樺太、千島列島などで、狩猟や漁業で生計を立て、独自の文化を持ち、古くから暮らしてきた先住民族です。しかし、江戸・明治時代より、時の政府はアイヌの人々を「旧土人」とし、「和人」（日本人）への同化政策をとってきました。

今でも、アイヌの人々に対する差別があります。平成28年の内閣府のアイヌの人々に行った調査によると、回答した人の約7割の人が「現在もアイヌの人々に対する差別や偏見がある」と答えています。ともに生きる社会をつくるために、日本の先住民族であるアイヌの人々について正しく理解することが必要です。

※国際連合広報センターによると「先住民族はまた最初の住民、部族民、アボリジニー、オートクトンとも呼ばれる。現在少なくとも5,000の先住民族が存在し、住民の数は3億7000万人を数え、5大陸の90カ国以上の国々に住んでいる。多くの先住民族は政策決定プロセスから除外され、ぎりぎりの生活を強いられ、搾取され、社会に強制的に同化させられてきた」と紹介されていますが、「先住民族」に関する国際的な定義は十分に確立していません。



アイヌの踊り

「アイヌ」とはどういう意味ですか？

「アイヌ」とは、アイヌ語で「ひと」という意味です。「カムイ（神）」という存在に対しての「ひと（人間）」をさしています。アイヌの人々は、生き物や自然にあるものだけでなく、日常生活で使う道具やもの、また、病気など人間の力ではどうしようもないものも、すべて「カムイ」として敬っていました。

アイヌの伝統的な生活や文化

衣服

古くは毛皮やアットゥシ（樹皮の衣）が使われていました。木綿布が伝わってくると、特別な儀式などに使う「晴れ着」がつくられるようになりました。

「晴れ着」には、刺繍や継ぎ布などで渦巻き文や括弧文と呼ばれるアイヌ文様が施されています。これらの模様は、悪い霊が入り込まないように施されているといわれています。

食事

野山で狩りをしたり木の実や山菜を採ったり、海や川で魚介類を獲ったりするなどしていました。また、燻製などをつくり、冬の間に飢饉の時など、食べ物が少なくなる時に備えていました。

住居

食べ物や飲み水が確保しやすい川辺や海辺を中心に、「チセ（家）」を建てて住んでいました。数軒が集まり「コタン」と呼ばれる村をつくり、協力して生活していました。

信仰

自然は「保護される対象」という考えではなく、カムイと人間とは互いに支え合って生きているものと考えていました。

動物の肉や毛皮を受け取る代わりに、最高の礼を尽くして神々の世界に送り帰して、再び姿を変えてやってくることを願う儀式が「イオマンテ」です。道具やものが壊れた時も同様に、丁寧に神々の世界に送り帰していました。

言葉

アイヌの人々は文字を持ちませんでした。長い時間をかけて、英雄や神々の話、一族の昔話などを語る「口承文芸」を通して、自然との関係や先人の知恵を受け継いでいきました。

北海道に「別」「内」「幌」などの文字がつく地名が多くあるのは、アイヌ語の「ベツ（川）」「ナイ（沢）」「ポロ（大きい）」などが元になっているからです。しかし、現在、アイヌ語が失われつつあることが懸念されています。

子どもたちと学ぼう

アイヌの文化や生活を知ろう

①北海道の地名を見てみよう

Q. 北海道の地名を見て、

気づいたことはありますか？

⇒「別、内、幌、尻」など、北海道に最初に住んでいたアイヌの人たちの言葉が、多くの地名に残っています。



アイヌの衣服

②アイヌの文化を知ろう

Q. 昔のアイヌの人たちは、どんな暮らしをしていたのでしょうか？

「野山で狩りをしたり、川や海で魚や貝をとったり、木の実や山菜をとって豊かにくらしていた。」
「サケをたくさん吊るして保存食にしていた。」
「文様には悪霊除けの意味が込められていた。」

Q. アイヌの文化でどんなことが印象に残りましたか？

「自然とともに生きることを大切にしていた。」
「最後まで話し合いで解決しようとしていた。」

③アイヌの文化に触れよう

●アイヌ文様を使おう

- ・図工：切り絵、デッサン
- ・家庭科：エプロンづくり
- ・算数・数学：対称

●ムックリで遊ぼう

- ・図工：木工細工
- ・音楽：民族楽器、合奏
- ・理科：音の振動



楽器「ムックリ」

④アイヌの人たちの今を知ろう

Q. アイヌの人たちは、今、どのような暮らしをしているのでしょうか？

⇒ 本州以南にも多くのアイヌの人々が暮らししており、日常は「和人」と変わらない生活様式で暮らしていることも、押さえるようにしましょう。

●ゲストと出会う

⇒ 豊かな出会いから身近に学ぶことも大切です。



「イオマンテ」の様子



「チセ」の内部

※ これらはあくまでも代表的な例で、他にも様々な文化や習慣があります。

⇒ アイヌの言葉や文化が否定されてきた歴史があることを考えると、アイヌの文化を知ることはとても大切なことです。現在は、アイヌの文化を次世代に継承していくための様々な取り組みも行われています。

2. アイヌの歴史に学ぶ ～誇りが尊重される社会を～

これまでどんな歴史があったのですか？

アイヌの人々には、独自の文化を持ち、広域にわたり交流・交易を続けてきた歴史があります。

一方、アイヌ施策推進法の附帯決議の一に「我が国が近代化する過程において多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実」とあるように、周辺からの圧力や近代化政策の中で、常にその文化や存在自体を脅かされてきた歴史が続いていました。

先住民族としての誇りを回復するために、これまでどのような歴史があったのか、振り返ってみましょう。

	アイヌ・日本の動き	国際的な動き
鎌倉・室町	アイヌと和人との交易が活発に 1457年 コシヤミンの戦い。和人が勝利し松前藩が成立するきっかけに	「和人」という表現は、当時、アイヌ以外の日本人、または大和民族が、自分たちをアイヌと区別するために用いた自称です。
江戸	1669年 シャクシャインの戦い。和人が勝利し松前藩の支配が決定的に 1789年 クナシリ・メナシの戦い。和人が勝利し完全に和人の経済体制下へ	
明治・大正	1869年 明治政府が開拓使を設置、「蝦夷地」を「北海道」に改称 1871年 アイヌを「平民」に編入、「旧土人学校」（アイヌ学校）を各地に設立、日本語習得を義務化 1878年 開拓使がアイヌ民族の呼称を「旧土人」に統一 1899年 「北海道旧土人保護法」公布 アイヌの文化を否定、和人への同化政策を強化	
昭和	1984年 北海道ウタリ協会（現 北海道アイヌ協会）が「北海道旧土人保護法」の廃止と「アイヌ民族に関する法律（案）」を決議	1982年 国連「先住民作業部会」設置
平成	1994年 萱野茂さん、アイヌ初の国会議員へ 1997年 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）施行 「北海道旧土人保護法」廃止	1993年 国連「世界の先住民の国際年」 1995年 国連「世界の先住民の国際10年」開始
	2008年 国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択 2009年 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」発足	2005年 国連「第2次世界の先住民の国際10年」開始 2007年 国連「先住民の権利に関する宣言」 2008年 第34回主要国首脳会議（洞爺湖サミット）開催
令和	2019年 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）施行 2020年 民族共生象徴空間（ウポポイ）一般公開	2019年 国連「国際先住民族言語年」 2021年 東京オリンピック・パラリンピック開催予定 「多様性と調和」がテーマに

比べてみよう

北海道旧土人保護法 (1899年)

「貧困にあえぐアイヌの人々の保護」を名目として

- ・アイヌの土地の没収
- ・収入源である漁業・狩猟の禁止
- ・アイヌ固有の習慣風習の禁止
- ・日本語使用の強制
- ・日本風氏名への改名による戸籍への編入

アイヌ文化振興法 (1997年)

アイヌ文化を受け継ぎ発展させることを目的として

- ・初めてアイヌを「民族」として認定
- ・多文化社会に向けたアイヌ文化の尊重
- ・国の責任を明記
- ・文化の振興のみに限定

アイヌ施策推進法 (2019年)

アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現のために

- ・初めてアイヌを「先住民族」として認定
- ・アイヌの自主性を尊重し、アイヌ文化を広く定義
- ・アイヌであることを理由とした差別を禁止
- ・アイヌについて理解するための教育を推進
- ・観光や産業の振興を支援する交付金制度を新設
- ・伝統的な漁法への規制の緩和

考えてみよう

希望に満ちた未来を…

1992年12月10日 国連総会
「世界の先住民の国際年」記念演説 より
北海道ウタリ協会 理事長 野村義一 (当時)

本日は国連人権デーですが、1948年に世界人権宣言が採択されて45周年の、人類にとって記念すべき日に当たります。また、国際先住民年の開幕の日として、私たち先住民族の記憶に深く刻まれる日になることも間違いありません。

これに加えて、本日12月10日が、北海道、千島列島、樺太南部にはるか昔から独自の社会と文化を形成してきたアイヌ民族の歴史にとっては、特に記念すべき日となる理由がもう一つ存在します。すなわち、それは、ほんの6年前の1986年まで、日本政府は私たちの存在そのものを否定し、日本は世界に類例を見ない「単一民族国家」であることを誇示してきましたが、ここに、こうして国連によって、私たちの存在がはっきりと認知されたということでもあります。もし、数年前に、この様な式典が開かれていたとすれば、私は、アイヌ民族の代表としてこの演説をすることはできなかったことでしょう。（中略）

先住民族と非先住民族の間の「新しいパートナーシップ」は、時代の要請に応え、国際社会に大いに貢献することでしょう。この人類の希望に満ちた未来をより一層豊かにすることこそ私たち先住民族の願いであることを申し上げて、私の演説を終わりたいと思います。イヤイライケレ。ありがとうございました。

3. アイヌ民族への差別をなくしていくために

どんな課題が今も残っているのですか？ ～アイヌの人々への意識調査から～

平成25年「アイヌ政策に関する世論調査」（内閣府）において、アイヌの人々について「平等ではない」と答えた割合が約3分の1にもものぼったことを受けて、平成28年、内閣府がアイヌの人々を対象に行った「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」の結果を公表しました。

アイヌの人々の人権に関わって、どんな課題が今も残っているのか、調査結果から見てみましょう。

●現在は差別や偏見があると思うか？ (%)

72.1	19.1	8.8
------	------	-----

あると思う ないと思う わからない

●差別や偏見があると思う理由について (差別や偏見が「あると思う」と回答した者に複数回答)

自分が差別を受けている	33.6%
家族・親族・友人・知人が差別を受けている	51.4%
アイヌが差別を受けているという具体的な話を聞いたことがある	51.2%
経済格差や教育格差がある	45.9%
漠然と差別や偏見があるイメージがある	54.7%
その他	10.8%

●どのような場面でどのような差別を受けたか (「自分が差別を受けている」と回答した者に複数回答)

職場で、アイヌであることを理由に不愉快な思いをさせられた	53.8%
学校で、アイヌであることを理由に不愉快な思いをさせられた	1.1%
結婚や交際のごとで、相手の親族にアイヌであることを理由に反対された	57.5%
近所、自治会等で、アイヌであることを理由に疎外された	17.7%
自分に対して直接的ではないが、自分がアイヌであることを知らない周囲の人がアイヌに対する差別的な発言をしているのを聞いた	62.9%
その他	14.0%

【調査結果から分かること】

- ・アイヌの人々は、今も「差別や偏見がある」と答える割合が高く、依然としてアイヌへの差別意識が強く残っている。
- ・結婚差別や身近な環境で不利益を被る直接的な差別だけでなく、周囲からの差別的な発言に出合うことも多い。

ともに生きる社会をめざして

アイヌの文化について学ぶことは大切です。しかし、ともに生きる社会をめざすためには、それだけでは十分ではありません。学習を進めていく中で、どのような差別があったのか、なぜそのような差別が起こるのか、どうすれば差別をなくすることができるのかと、身近なこととして子どもたちが考えることが大切です。

アイヌの人権について考える活動を通して、誰も排除されない、すべての人の人権が大切にされる社会をどうつくっていくか、考えていきましょう。

歴史から学ぶ ～アイヌの遺骨返還問題～

1930年代ごろから十数年間を中心に、植民地主義の考えのもと、人類学研究の名目で多くのアイヌの遺骨が盗掘され、北海道大学で保管されてきました。中には、他の動物と同じように並べられるなど、非人道的な扱いがされることもありました。

現在は、これまでの反省を踏まえ、大学構内に慰霊碑を建立し、遺骨を民族共生象徴空間（ウポポイ）の「慰霊施設」に納めています。また、遺骨の返還がすべて完了した後も、慰霊を行うとともに、後世に歴史的経緯を語り継いでいくこととしています。

考えてみよう

なぜこんなことが起こったのだろうか？

同じことを繰り返さないように、歴史から何を学ぶことが大切なのだろうか？

他にも課題になっていることはないだろうか？

⇒ アイヌの人権を通じた学びをもとに、琉球・沖縄に関わる人権等についても広げて考えることができます。

豊かな出会いを通して学ぶ ～ウポポイについて知る～

民族共生象徴空間（ウポポイ）※1は、アイヌ文化の復興・創造・発展のための拠点となるナショナルセンターとして、また、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として、北海道白老郡白老町に整備されました。主要な施設として、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、慰霊施設などがあります。

公益財団法人アイヌ民族文化財団※2が行っている学校向け派遣（アイヌ文化体験講座）は、アイヌの文化の紹介や体験だけではなく、アイヌと人権について学ぶこともできます。豊かな出会いを通して学べるよう、学習のねらいについて丁寧に打ち合わせておくことが大切です。

また、府内にも国立民族学博物館※3があり、大阪人権博物館※4の資料等も活用できます。

※1



※2



※3



※4

